

## 和歌山市住民税均等割のみ課税世帯の皆様へ

### 物価高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）

### （10万円／1世帯あたり）のご案内

●物価高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）は、電力・ガス・食料品等価格の高騰により、特に家計への影響が大きい低所得者世帯（令和5年度住民税均等割のみ課税世帯）を支援する給付金です。

●給付金を受給するためには、手続きが必要です。

#### ◆ 給付金の支給額

1世帯あたり **10**万円

#### ◆ 給付金の支給時期

和歌山市が確認書を受取り、  
処理したもののから順次支給

#### ◆ 支給対象と申請の有無

基準日（令和5年12月1日）時点で和歌山市に住民登録があり、令和5年度の住民税が「均等割のみ課税者（所得割は非課税）のみの世帯」もしくは「均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯」の世帯主が対象です。

令和5年度  
**「住民税均等割のみ課税」**  
の世帯

確認書が届きます（**要返送**）

返送期限

令和6年 **8月30日（金）**必着

**「住民税が未申告の方」又は  
「令和5年1月2日以降に和歌山市に  
転入された方」を含む世帯**

**申請** が必要です

申請期限

令和6年 **8月30日（金）**必着

【申請書配布先】

物価高騰重点支援給付金窓口（裏面参照）、  
ホームページからダウンロードできます。

詳しくは裏面をご確認ください

# ◆ 給 付 金 の 支 給 手 続 き

世帯のすべての方が、令和5年12月1日以前から和歌山市に住民登録がある場合

対象と思われる世帯には、和歌山市から確認書が届きます。  
支給要件等を確認し、必要事項を記入の上、  
下記事務局に返送してください。

世帯の中に、所得があるが令和5年度住民税未申告の方がいる場合

令和5年度住民税の申告を行い、申請書に必要事項を記入して、  
添付書類と一緒に下記事務局に、郵送又は直接ご提出ください。

世帯の中に、令和5年1月2日以降に和歌山市に転入した方がいる場合


申請書に必要事項を記入し、令和5年1月1日時点で住民登録していた  
市区町村が発行する所得証明書（令和5年12月1日以降に発行された  
もの）を添付書類と一緒に下記事務局へ郵送又は直接ご提出ください。

## 配偶者やその他親族等からの暴力等を理由に避難している方へ

現在、お住まいの住所地に住民登録することができない方でも、住民票上の世帯とは別世帯とみなし、給付金を受給できる可能性があります。詳しくは和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局までお問い合わせください。

**!!!「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!!**

自宅や職場などに市区町村や総務省（の職員）などをかたった電話、メール、郵便などがあった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署又は警察相談電話（#9110）にご連絡ください。

電 話 お 問 い 合 わ せ	事 務 局 （ 郵 送 ・ 持 参 先 ）
和歌山市物価高騰重点支援給付金コールセンター  <b>0120-969-861</b> 受付時間：平日 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)	和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局 住所：〒640-8154 和歌山市六番丁19 株式会社フジ田産業六番丁ビル1階 電話番号：073-499-5184 受付時間：平日 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)